

第23期第9回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成30年3月5日(月曜日) 13:30～14:40
(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 第1番 | 山下元 | 第11番 | 近藤美喜男 |
| 第2番 | 石山敏夫 | 第12番 | 小野春雄 |
| 第3番 | 藤田幸正 | 第13番 | 曾我部英敏 |
| 第4番 | 岩崎紀生 | 第14番 | 合田有良 |
| 第5番 | 小野義尚 | 第15番 | 池田辰夫 |
| 第6番 | 寺尾俊行 | 第16番 | 伊藤慎吾 |
| 第7番 | 横井直次 | 第17番 | 渡邊勝俊 |
| 第8番 | 藤田健太郎 | 第18番 | 松本勝美 |
| 第9番 | 矢野重明 | 第19番 | 山口三七夫 |

(2) 農地利用最適化推進委員

| | | | |
|-----|-------|------|------|
| 第1番 | 神野克史 | 第10番 | 眞鍋哲哉 |
| 第2番 | 岡田充 | 第11番 | 寶田正司 |
| 第4番 | 村上壽一 | 第12番 | 守谷博明 |
| 第5番 | 高橋繁 | 第13番 | 飯尾象司 |
| 第6番 | 井下八郎 | 第14番 | 西原實 |
| 第7番 | 高橋眞次 | 第15番 | 久枝啓一 |
| 第8番 | 宇野賀津美 | | |

(3) 欠席委員 2人

| | | |
|------|-----|------|
| 推進委員 | 第3番 | 岡部正明 |
| 推進委員 | 第9番 | 田坂健次 |

3 会議に出席した事務局職員

| | | | |
|-------|------|-------|--------|
| 事務局長 | 鴻上幸広 | 事務局次長 | 横川俊彦 |
| 事務局次長 | 原道樹 | 農政係長 | 山之内奈緒美 |
| 主事 | 池田有里 | 臨時職員 | 中山麻美 |

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 今年度の活動について



13時30分開会

○原事務局次長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員19人・推進委員13人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。

春一番が吹き、暖かかったり寒かったりと安定しない気候が続いております。風邪が流行っており、インフルエンザもまだまだ流行しております。皆さん、体調管理には十分気を配って、農作業等頑張ってくださいと思います。

それでは、ただいまから平成30年 第9回新居浜市農業委員会 総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は、今年度の活動についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において、松本勝美委員と山口三七夫委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項1件ございます。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議

案第1号は、渡邊勝俊委員と合田有良委員と近藤美喜男委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。

私も関係しておりますので、退席いたします。その間議長を曾我部会長代理に交代いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

曾我部会長代理

休憩前に引き続き会議を開きます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田53筆、畑3筆、面積44,009.99平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、7番の(2-1)さんから44番の(2-2)さんの38件ございます。

内訳といたしましては、期間、2年間で2件、3年間で23件、3年1カ月間で1件、4年7カ月間で2件、5年間で8件、6年間で2件。利用権の種類は、使用貸借30件、賃貸借8件、新規設定3件、再設定が35件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

曾我部会長代理

ありがとうございました。

以上、7番から44番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声あり)

曾我部会長代理

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

曾我部会長代理

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

曾我部会長代理

それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩し議長を交代いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

藤田会長

10ページをお開きください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原事務局次長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第7番から第9番までの3件でございます。

11ページをご覧ください。

第7番及び第8番につきましては、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第7番は、下泉町二丁目、畑3筆、3筆の合計面積2,474平方メートル、第8番は、下泉町二丁目、畑、3筆、田、2筆、5筆の合計面積1,870.99平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、保有農地に隣接している申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜及び稲作を予定しております。

12ページをお開きください。

第9番は、大生院字本村、畑3筆、3筆の合計面積

1, 720平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。

譲受人は現在、14反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、引き続き、季節野菜を予定しております。

第7番から第9番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第7番及び第8番は1ページ目、第9番は2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、7番及び8番について地元委員であります近藤美喜男委員から9番については、伊藤慎吾委員から報告をいただきます。

まず、近藤委員お願いします。

近藤委員

今回、申請のあった農地の周辺ですが、耕作放棄地が連続してあります。その一角を、地区で農業をしっかりとくださる譲受人が申請されたということで、地域の方も大変ありがたいと思っております。調査書にあるように、私が調査した範囲では問題ございません。ただ、一つ、私個人の考えではありますが、出されてきた公図には畝順帳にある水路がのっておりませんでしたので、畝順帳を調べた結果、今回取引される農地の間の水路がなくなっており、水路があるはずの場所が農地として申請されておりました。たまたま、ここに携わっている業者の方とお会いして話を聞き

ましたが、調査させていただきますということでした。このあたりが、土地改良区の立場からすると非常に気になるところでした。この辺りは、事務局にもお願いしておりますので、今後、こういった場所については、畝順帳を添えた形での申請をしていただけたらと思います。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

次に伊藤委員お願いします。

伊藤委員

第9番の(2-2)さんですが、認定農業者であり、また、申請地につきましても、現在、利用権設定し耕作していることから、地域との調和要件も特に問題がないと考えております。

よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号7番から9番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。矢野委員、どうぞ。

矢野委員

農地の所有権移転手続きの時に、農業委員会の意見も必要でしょうか、改良区の承認は必要ないのでしょうか。

○原事務局次長

4・5条の申請につきましては、改良区の意見書をつけておりますが、3条の農地の所有権移転や貸し借りについては改良区の意見書は求めておりません。

藤田会長

他にございませんか。ないようですので、先ほど近藤委員の説明の中にあつたことで、事務局から説明を願います。

○原事務局次長

近藤委員から御指摘をうけましたので、こちらの方で畝順帳を確認させていただきました。そして、譲受人さんの方にもお話をさせていただきました。そこに水路があつたことは認めますという事で、了解は得ております。

藤田会長

原事務局次長の説明を受けて、近藤委員さん、何かございますか。

近藤委員

補足させていただきますと、前回の土地改良区の理事長会の時にも問題となつたのは、太陽光発電に農地転用をした後に、水路の清掃について何の協力もしてもらえないということがございました。今後、農地転用の申請の時には、

事務局の方に意見書の中にそういった欄を設ける等、考慮していただきたいという意見がありました。それもあったので、今回、こういったお願いをしておくべきではないかと思いました。土地改良区の方の立場として、このような意見を出させていただきました。

○原事務局次長

太陽光発電施設の結構件数が出てきておりますが、改良区の意見書には、支障なしが多いと思います。水路の清掃に関して、記入する欄がないということですよ。今までは、特に支障なしという意見書が添付されて申請されておりますので、特に気にしておりませんでした。今後はそういった欄を設けるという指導をしていった方がいいということですので、事務局の方で検討させていただきます。

藤田会長

合田委員、どうぞ。

合田委員

原事務局次長がおっしゃられたので結構なのですが、私の考えをちょっと言わせていただきます。農地の転用にしろ、農地の所有権移転にしろ、境界はきちんとしておくべきではないでしょうか。所有権移転前にでも、境界をきちんと明確にしておかなければいけないと思います。測量したら、否応なく境界立会しなければなりません、公簿のままでも所有権移転をしてしまって、後からトラブルが起こってしまいます。測量して、隣接した方にも境界立会してもらい、水路や農道があったら、土地改良区にも立会を求めなければなりませんので、トラブルを防げるのではないかと思います。

藤田会長

農地転用されていく場合は、当然調査士が入って、分筆等の必要がありますが、農地の所有権移転に関しましては、当事者同士の話し合いで、調査士が入るという事例はあまり聞きません。もちろん、それをすると境界は確定すると思いますが、それをしないと所有権移転ができないことにもなっておりませんし、時間もお金もかかりますので、皆さん、話し合い等で所有権移転されるのではないかと思います。改良区への届け出をしてほしいといった所で、改良

区には、財産管理の権限等ありませんので、なかなか難しいのではないかと思います。

合田委員

売買の場合、改良区で一番問題になるのは、水路の管理幅をどうするかということです。コンクリートの水路の壁を境に、改良区のものか個人のものかをわけておりますよね。ですので、改良区にも話があってもいいのではないかと思います。この幅だけは残してくださいと話をもっていかなければいけませんので。

藤田会長

改良区に話をしても、改良区には財産管理の権限がありません。耕地整理図があつて、その幅だけは証明できますが、位置については調査士を入れないと確定しませんということしか言えません。改良区がそこに関わったからといってどうしようもないと思います。改良されて、そこにコンクリートが入っていたからといって、その位置が必ず正しいとは言えませんので。転用に関しては、申請書類の中に意見書の添付がありますので、改良区の見解が必要ですが、所有権移転に関しては、必要書類ではないので、必須項目にするには難しいのではないのでしょうか。

他にございませんか。

(なしの声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

13ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○原事務局次長

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、2件です。

14ページをお開きください。

2番、北内町三丁目、畑1筆、申請人は、(3-1)さん。

内容は、自己住宅 71.21平方メートル、一体利用地として、公衆用道路 52平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

3番、中筋町一丁目、畑1筆、申請人は、(3-2)さん。

内容は、自己用駐車場及び貸し駐車場、一体利用地として、宅地320.65平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、2番及び3番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、2番及び3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

15ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○原事務局次長

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、15件です。

16ページをお開きください。

26番、庄内町六丁目、畑1筆、譲受人は、(4-1)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟) 207.08平方メートル、農

地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

27番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(4-2)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

28番、船木 字高祖、田1筆、譲受人は、(4-3)さん。

内容は、貸し露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17ページをご覧ください。

29番、萩生 字岸ノ下、畑2筆、譲受人は、(4-4)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、申請地から概ね500m以内にJR中萩駅が存在するため第2種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

30番、喜光地町二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-5)さん。

内容は、自己住宅 95.23平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

31番、船木 字元船木、畑1筆、譲受人は、(4-6)さん。

内容は、自己住宅 66.07平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

18ページをお開きください。

32番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(4-7)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

33番、阿島四丁目、畑2筆、譲受人は、(4-8)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

34番、御蔵町、畑1筆、譲受人は、(4-9)さん。

内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、山林8,697.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

19ページをご覧ください。

35番、庄内町二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-10)さん外1名。

内容は、自己住宅 74.59平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

36番、政枝町三丁目、田1筆、譲受人は、(4-11)さん。

内容は、建売住宅(5戸) 279.89平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

37番、萩生 字本郷、田1筆、畑2筆、譲受人は、(4-12)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

20ページをお開きください。

38番、上原一丁目、畑2筆、譲受人は、(4-13)さん外1名。

内容は、自己住宅 91.17平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

39番、萩生 字治良丸、田1筆、譲受人は、(4-14)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

40番、種子川町、畑4筆、譲受人は、(4-15)さん。

内容は、建売住宅(5戸) 275.30平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、26番から40番の事案の一般基準につきまして

ても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、26番から40番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

21ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時15分から総会を再開いたします。

(暫時休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。ご案内しておりましたとおり、今年度の活動についてを議題といたします。委員のみなさまには、昨年7月より、委員としての活動として、農地パトロール、農地基本台帳調査等、ご協力ありがとうございました。本日は、今年度行った活動について、おこなった感想や改善点等、ご意見をいただきたいと思っております。それでは、まず、事務局より結果等の説明をいたさせます。

○横川事務局次長

農地基本台帳調査についてご報告いたします。

委員の皆様にご配布させていただきました申請書は、2,583通で全戸調査いただきました。誠にありがとうございました。なお、新規に登録を希望される方は本年度はありませんでした。

郵送調査を行った別子山地区については、対象の22世帯に対して申請書を送付し20世帯から返送いただきました。返送率は91%でした。

前年調査で部屋番号が不明・調査拒否等であったもの、本年調査で長期不在で連絡が取れないもの、調査を拒否したもの、部屋番号が不明等については、事務局より郵便調査を行い、総数81件中52件の返送をいただきました。返送率は64%でした。

なお別子山・郵便再調査とも、最初の郵送を行った後返却のなかったものについて再度の郵送を行いました。

今回の調査で、いくつか委員さんのほうからご質問がありましたので、お答えいたします。

貸したい・売りたいについては今後も同様に記載を行いたいと考えております。なお後に説明があると思いますが、貸したい方で掲載の同意を頂いた方については、本年度調査の結果を3月1日に農業委員会のホームページに掲載させていただきました。記載がある方のうち同意の有無を書いていない方が多く、ホームページに掲載できない方が多くいらっしゃいましたので、問い合わせ等ありましたらご確認をお願いします。

農機具の記載については、標準的なものをいくつかあげ、動力噴霧器等の記載がある場合は追加出来るようになっております。また、記載欄を超える場合は悪しからずその他として記載しております。

全体面積のみの記載で分かりにくい、という質問がありましたが、現在記載されている面積は、12月現況で農地台帳に記載のある田畑等の面積です。前年調査で変更があ

る場合は、説明用に一筆ごとの面積を記載したものを委員さんに配布させて頂いております。全件を打ち出すことは無理がありますので、調査中に説明してほしいという場合も、同様の対応をさせていただきたいと考えております。意向については、全国農業会議が定める様式に記載されているもので、農地台帳が法定台帳となっておりますので、変更するのは難しいと考えます。また、農業に取り組む姿勢をお聞きするものであり、以前にもご説明をしたように、一項目を25%と考え、生計を支える中での農業の占める割合でお答えいただくのが良いのではないかと考えます。

外にも様々なご意見・ご質問等あると思いますので、お聞かせいただければと思います。

最後に調査内容につきましては、3月中にデータの打ち込みを終え、内容のご説明を5月又は6月の総会で行いたいと考えております。

委員の皆様には年末年始のお忙しい中、又今年は特に極寒の中調査にご協力いただきましてありがとうございます。

○山之内係長

農地における利用の意向についての調査について報告します。新規に耕作放棄地と判断された所有者、耕作者の方、昨年意向調査を郵送したが返事がなく、今年も耕作放棄地と判断された所有者、耕作者の方に、昨年12月に郵便にて意向調査を送付いたしました。今回、耕作放棄地75人に郵送し、2月末現在32人、46筆 回答がありました。

- 1 農地中間管理事業を利用します。 1筆
- 2 農地利用円滑化団体（新居浜市農業再生協議会）が行う農地所有者代理事業を利用します。 1筆
- 4 自ら耕作します。 24筆
- 5 その他が、 21筆

事務局としましては、今回の意向調査の内容において、1、2選択された方については、制度の担当課である農

林水産課に情報提供します。

農地の再生作業や農道が狭い、鳥獣被害等の問題も多く、なかなか利用に結びついていないのが現状でございます。

担当地区の農地における利用の意向についてのコピーを情報として提供いたしますので、今後の相談等にご活用ください。

8月から9月にかけて農地パトロールを例年どおりの方法で実施の予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、本日お配りしております、農政関係資料をご覧ください。1ページから6ページには、担い手の情報として、農地基本台帳調査で借りたい、買いたい希望の人の名簿、新居浜市の認定農業者、認定新規就農者、青年農業者協議会の名簿、5ページには、2月10日に、新規就農相談会が経済センターで開催され、2名の方が相談に来られましたので、情報提供します。農地等の相談があるかもしれないので、よろしくお願いします。

また、7ページから32ページには、いままで調査して、農地を貸したいと意向のあったリストになります。9ページから18ページは、農地の利用意向調査に農地を貸したい希望の一覧表になります。19ページから32ページは、農地基本台帳調査で貸したい希望の一覧表になります。詳しい情報等は、農業委員会事務局でお問い合わせください。

次に、35ページから36ページは、農地の利用意向調査を郵送しましたが、返事のない人のリストになりますので、委員の中で情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

以上です。

藤田会長

ただいま事務局から説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

岡田委員

台帳調査で世帯主が高齢で、他の人に農地の面倒を見てもらっている場合、私は「農業をやめたい」にしているのですが、今後どうすればいいのでしょうか。

○横川事務局次長

どうしても、現状施設に入っている等の理由で農業を続けることが困難であるという場合には、「農業をやめたい」にチェックをいれてもらう他ないと思います。そのまま放置してしまった場合に、農地を荒らしてしまっただけでは問題ですので、その際には貸したい農地の希望等のところに記載いただけたらと思います。

藤田会長

他にございませんか。我々農業委員、推進委員の仕事の一つに、耕作放棄地の解消がございます。ここにお集まりの皆さんのご協力が必要不可欠ですので、ご協力をよろしくお願いします。ここで、事務局から連絡事項がございます。事務局どうぞ。

○山之内係長

それでは、第10回新居浜市農業委員会総会について連絡いたします。資料と同封いたしました。3月26日月曜日、15時45分から、リーガロイヤルホテル新居浜桜の間にて総会、17時15分から、菊の間にて、懇親会を開催いたします。出席人数の把握するため、本日出欠の連絡を事務局の方へお願いいたします。

次に平成30年度先進地視察研修について説明いたします。資料と同封いたしました。平成30年度農業委員会先進地視察研修につきましては、4月11日水曜日から12日木曜日の1泊2日で実施することになりました。

研修先として、1日目、兵庫県養父市 養父市農業委員会にて「養父市農業委員会の取組について」 2日目は、鳥取県鳥取市「食のみやこ わったいな」にて「設立経緯と活動状況について」の研修予定です。

資料と同封しました行程表には、12日、朝7時00分出発となっておりますが、旅行会社との打ち合わせの結果、朝7時30分出発に変更となりましたので、朝7時20分に市役所玄関前集合でよろしく申し上げます。宿泊先は、鳥取

市にある鳥取ワシントンホテルプラザになります。出欠等の連絡を資料と同封しています、平成30年度農業委員先進地視察研修の提出を本日お願いいたします。

藤田会長

ただいま事務局からの説明で、質問等ありませんか。

以上をもちまして、第9回新居浜市農業委員会 総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。
新居浜市農業委員会総会

会 長

会 長 代 理

委 員

委 員